

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十一月三十日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一八―三五

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官	別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	海上保安学 校学生採用 試験
区分試験	(略)	一般課程
区分試験の対象と なる官職	(略)	一 対象官職等政 令第一条第二項 第十五号に規定 する官職のう ち、海上保安学 校本科一般課程 学生の官職

職（第四条関係）

採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	海上保安学 校学生採用 試験
区分試験	(略)	船舶運航シ テム課程
区分試験の対象と なる官職	(略)	一 対象官職等政 令第一条第二項 第十五号に規定 する官職のう ち、海上保安学 校本科船舶運航 システム課程学 生の官職

航空課程

二 対象官職等政

令第一条第二項

第十五号に規定

する官職のう

ち、海上保安学

校本科航空課程

学生の官職

航空課程

二 対象官職等政

令第一条第二項

第十五号に規定

する官職のう

ち、海上保安学

校本科航空課程

学生の官職

情報システム

三 対象官職等政

課程

令第一条第二項

第十五号に規定

する官職のう

ち、海上保安学

校本科情報シス

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

試験		校学生採用	海上保安学	(略)	名称	種類ごとの	採用試験の
(削る)	(略)		一般課程	(略)			区分試験
(略)	(略)		(略)	(略)			試験種目

海洋科学課程	管制課程	
四 (略)	三 (略)	

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

試験		校学生採用	海上保安学	(略)	名称	種類ごとの	採用試験の
情報システム	(略)	テム課程	船舶運航シス	(略)			区分試験
(略)	(略)		(略)	(略)			試験種目

海洋科学課程	管制課程	
五 (略)	四 (略)	テム課程学生の 官職

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に実施中の海上保安学校学生採用試験の区分試験及びその対象となる官職並びに試験種目については、なお従前の例による。

第三条 任命権者は、令和七年四月一日以降、人事院規則八―一二（職員の任免）第八条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づい

海洋科学課程	管制課程	
海洋科学課程	管制課程	課程

て作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一海上保安学校学生採用試験の項中船舶運航システム課程の区分試験に係る採用候補者名簿に記載された者の中から、職員を海上保安学校本科一般課程学生の官職に採用することができる。

（準備行為）

第四条 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八別表第一海上保安学校学生採用試験の項中一般課程の区分試験の実施に必要な準備行為をすることができる。